

公立大学法人滋賀県立大学定款の変更について

1. 趣旨

公立大学法人滋賀県立大学定款の一部を次のとおり変更することについて、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 8 条第 2 項の規定に基づき議決を求めようとするものです。

2. 変更の概要

- (1) 法人の公告の方法について、滋賀県公報への登載に加えてインターネットの利用その他の適切な方法により行えるようにすることとします。（第 7 条関係）
- (2) 経営協議会の委員は 11 人以内とし、委員の過半数は法人の役員または職員以外の者で大学に 関し広くかつ高い見識のあるもののうちから理事長が指名する委員とすることとします。（第 18 条第 2 項および第 3 項関係）
- (3) 出資財産について、地域共生センターの土地および建物ならびに造形活動棟の建物を追加することとします。（別表第 1 および別表第 2 関係）
- (4) 変更後の定款は、平成 27 年 4 月 1 日から施行することとします。ただし、第 7 条の変更規定は、総務大臣および文部科学大臣の認可を受けた日から施行することとします。

公立大学法人滋賀県立大学定款新旧対照表

旧	新
<p>公立大学法人滋賀県立大学定款</p> <p>第1条～第6条 省略</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第7条 法人の公告は、<u>滋賀県公報に</u>登載して行う。</p> <p>第8条～第17条 省略</p> <p>(設置および構成)</p> <p>第18条</p> <p>1 省略</p> <p>2 経営協議会は、委員 <u>10</u> 人以内で組織し、経営協議会の委員（以下この節において「委員」という。）は、次に掲げる者をもって充てる。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 法人の役員または職員以外の者で大学に関し広くかつ高い見識のあるもの うちから理事長が任命するもの</p> <p><u>3 前項第4号に該当する委員の数は、委員の総数の2分の1以上とする。</u></p> <p>4～6 省略</p> <p>第19条以下 省略</p>	<p>公立大学法人滋賀県立大学定款</p> <p>第1条～第6条 省略</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第7条 法人の公告は、<u>滋賀県公報への登載、インターネットの利用その他の適切な方法により</u>行う。</p> <p>第8条～第17条 省略</p> <p>(設置および構成)</p> <p>第18条</p> <p>1 省略</p> <p>2 経営協議会は、委員 <u>11</u> 人以内で組織し、経営協議会の委員（以下この節において「委員」という。）は、次に掲げる者をもって充てる。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 法人の役員または職員以外の者で大学に関し広くかつ高い見識のあるもの うちから理事長が任命するもの</p> <p><u>3 委員の過半数は、前項第4号に該当する者とする。</u></p> <p>4～6 省略</p> <p>第19条以下 省略</p>

別表第1 (第28条関係)

資産の種別	所在地	地目	面積 (㎡)
略			
土地	彦根市八坂町字三海 3214 番	学校用地	5,415.00
略			

別表第2 (第28条関係)

資産の種別	施設名称	所在地	構造
略			
建物	屋外便所棟	彦根市八坂町字角 2384 番地	鉄筋コンクリート造 瓦葺平屋建
建物	湖沼環境実験施設棟	彦根市八坂町字三海 3214 番地	鉄骨造瓦葺2階建
略			

別表第1 (第28条関係)

資産の種別	所在地	地目	面積 (㎡)
略			
土地	彦根市八坂町字三海 3214 番	学校用地	5,415.00
土地	彦根市八坂町字三海 3210 番1	学校用地	1,887.00
略			

別表第2 (第28条関係)

資産の種別	施設名称	所在地	構造
略			
建物	屋外便所棟	彦根市八坂町字角 2384 番地	鉄筋コンクリート造 瓦葺平屋建
建物	造形活動棟	彦根市八坂町字角 2384 番地	木造瓦葺2階建
建物	湖沼環境実験施設棟	彦根市八坂町字三海 3214 番地	鉄骨造瓦葺2階建
建物	地域共生センター棟	彦根市八坂町字三海 3210 番地1	鉄骨造瓦葺2階建
略			